

## (仮称) 豊橋田原ごみ処理施設整備事業の概要等

### 1 計画概要

#### (1) 事業概要

本事業は、豊橋田原ごみ処理広域化計画に基づき、豊橋市及び田原市のごみ処理を1施設に集約した新たなごみ処理施設の整備を行うものである。

なお、本事業は都市計画法の手續を伴う事業であることから、都市計画決定権者である豊橋市が環境影響評価の手續を行う。

#### (2) 都市計画決定権者

豊橋市

#### (3) 事業実施区域の位置

豊橋市豊栄町地内

#### (4) 事業規模

処理能力 520t/日

### 2 手續根拠法令

愛知県環境影響評価条例 (平成10年愛知県条例第47号)

### 3 経緯

平成26年	1月19日	計画段階環境配慮書の案の公告・縦覧 (～12月18日)
平成27年	1月29日	計画段階環境配慮書の県への送付
	4月27日	計画段階環境配慮書に対する知事意見の通知
平成29年	3月27日	環境影響評価方法書の県への送付
	3月28日	環境影響評価方法書の公告・縦覧 (～4月28日)
	6月2日	住民意見の概要の送付
	6月19日	愛知県環境影響評価審査会への諮問
	7月10日	愛知県環境影響評価審査会豊橋田原ごみ処理施設部会 (第1回)
	7月28日	愛知県環境影響評価審査会豊橋田原ごみ処理施設部会 (第2回)
	8月23日	愛知県環境影響評価審査会からの答申
	8月28日	環境影響評価方法書に対する知事意見の通知

### 4 今後の対応

都市計画決定権者 (豊橋市) は、知事意見を踏まえ、調査、予測及び評価を行い、環境影響評価準備書を作成することになります。